

# 金融商品取引法施行令及び信託業法施行令の一部を改正する政令

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 権限の委任（第三十七条の二 第四十四条の五）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品債務引受業の対象取引）</p> <p>第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）</p> <p>第四十四条の五 長官権限のうち法第百九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第百九十二条の規定による申立て（第三項及び第四項において「禁止命令等の</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 権限の委任（第三十七条の二 第四十四条の四）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品債務引受業の対象取引）</p> <p>第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> |

申立て」という。)の関係人又は参考人(以下この条において「関係人等」という。)の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所(以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により関係人等に対して法第百八十七条の規定による処分(以下この条において「調査のための処分」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

4 第二項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行う必要を認めるときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行うことができる。

5 長官権限のうち法第百九十四条の七第四項の規定により委員会に

委任された同項第一号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、第一項又は第二項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

改正案

現行

|   |   |
|---|---|
| <p>（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）<br/>第二十条（略）</p> <p>2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号（管理型信託会社に係るものを除く。）に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第四十九条第一項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第五十八条第四項（同法第七十条において準用する場合を含む。）の規定による申立て並びに法第四十九条第二項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第六十二条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項の規定による催告及び申立て</p> <p>十一〇十三（略）</p> <p>三〇六（略）</p> | <p>（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）<br/>第二十条（略）</p> <p>2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号（管理型信託会社に係るものを除く。）に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第四十九条第一項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第五十八条第四項の規定による申立て及び法第四十九条第二項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第六十二条第二項の規定による催告</p> <p>十一〇十三（略）</p> <p>三〇六（略）</p> |
|---|---|

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令目次の改正規定及び同令第八章中第四十四条の四の次に一条を加える改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。